

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

下関市長 殿

提出者

住 所 下関市向洋町一丁目13番1号
氏 名 地方独立行政法人下関市立市民病院
理事長 田中 雅夫
電話番号 083-231-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	下関市立市民病院
事業場の所在地	下関市向洋町一丁目13番1号
計画期間	令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	診療科目：33科 病床数：382床
③従業員数	681名(令和7年4月1日現在 有期雇用職員含む)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内に処理設備を有していないため、収集運搬及び処理については全面委託している。(契約書に基づく書面による。)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別途図面のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		
排 出 量	1 4 5 . 5 t	t

① 現状

(これまでに実施した取組)

入院・外来・救急患者の増減により、廃棄物が増減する状況であるが、各部局で使用する医薬品などの軽量化、減量化に努めている。

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
排 出 量	1 4 2 . 6 t	t

②計画

(今後実施する予定の取組)

同上

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
別添の業務内容のとおり、分別の徹底を図る。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
同上

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	145.5t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	145.5t	t
	再生利用業者への 処理委託量	145.5t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	142.6t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
【前年度（令和6年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

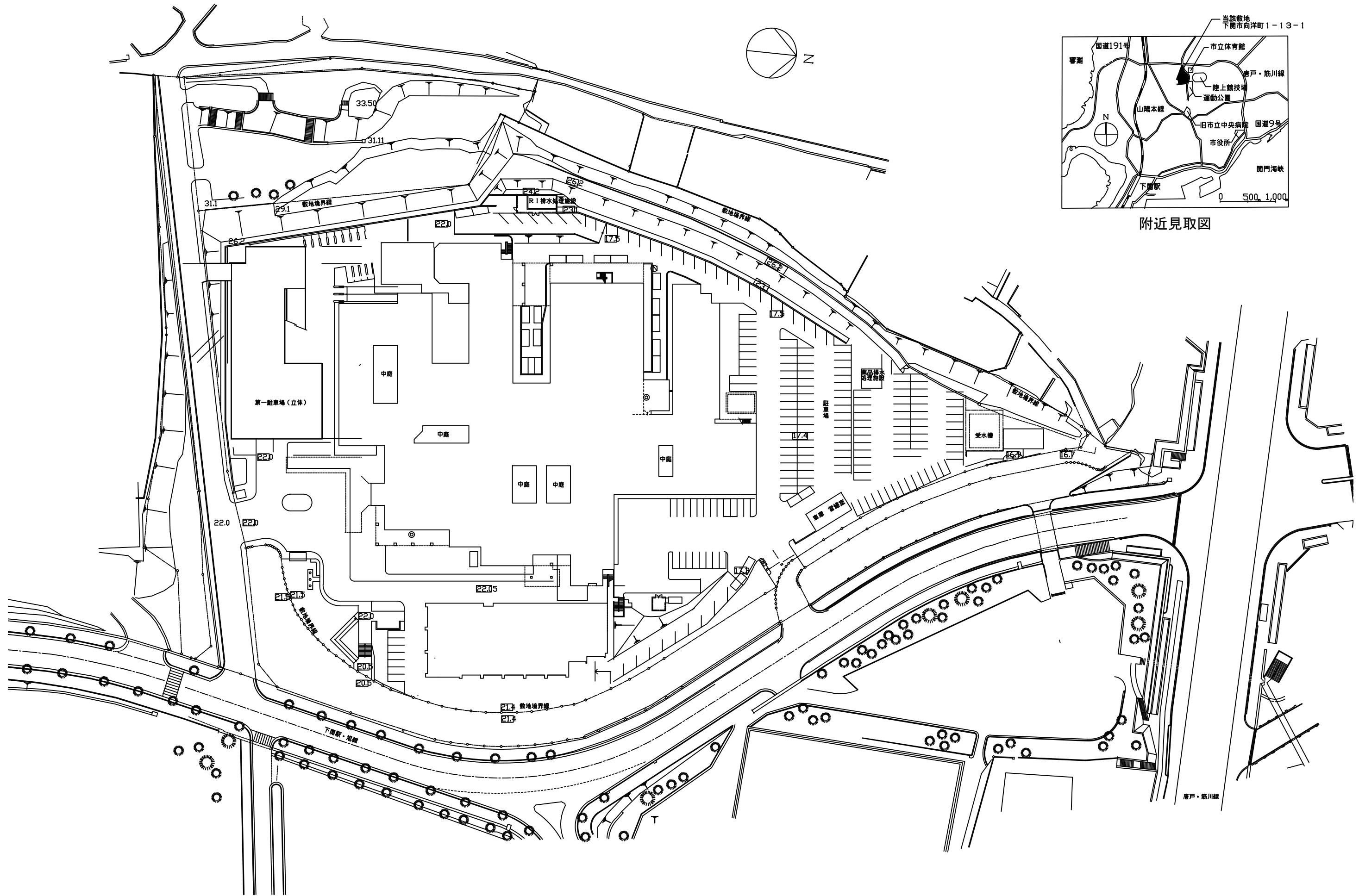
多量排出事業者の特別産業廃棄物処理計画書(令和7年度計画)

別紙1-2

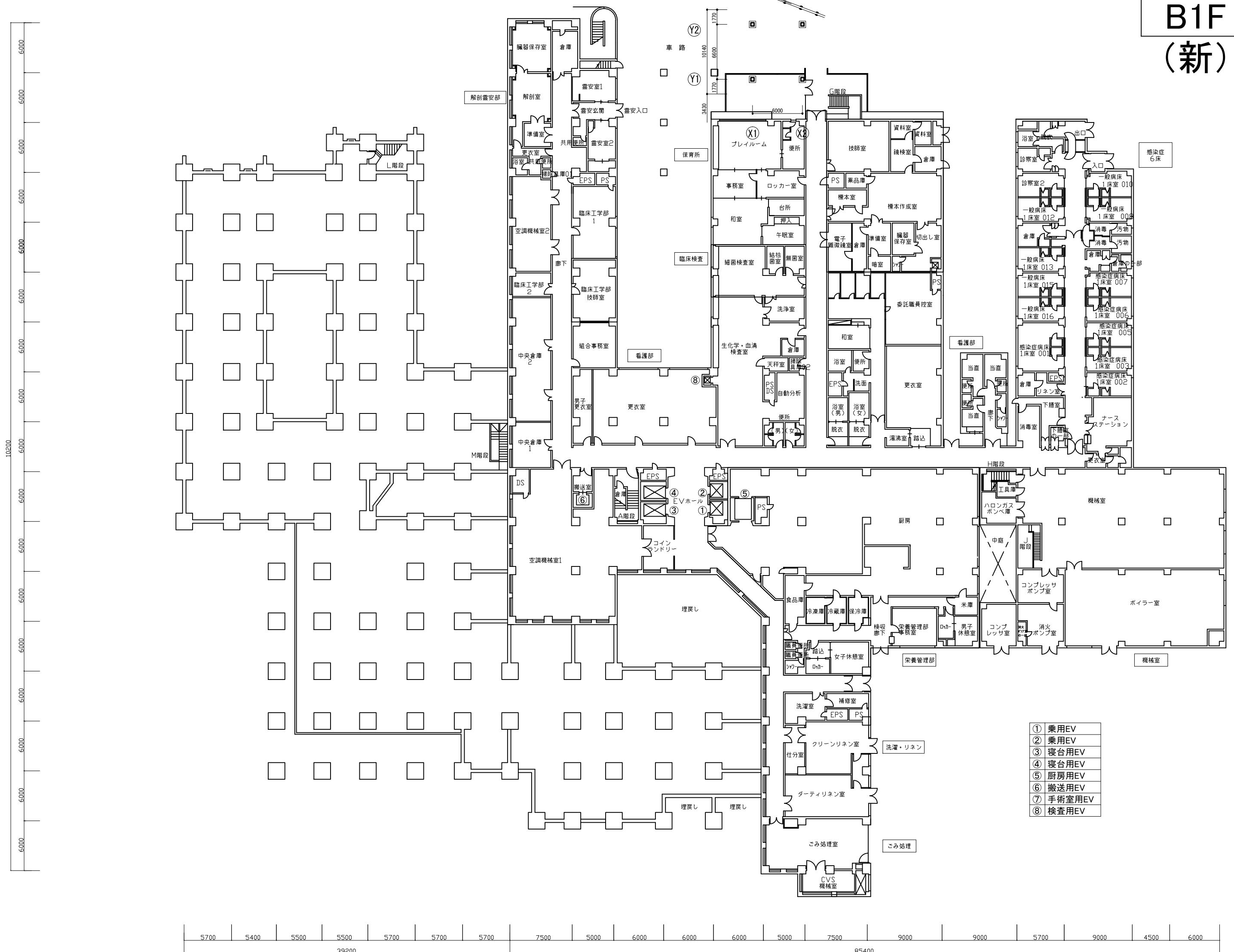
多量排出事業者 名称	地方独立行政法人下関市立市民病院	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	医療業
------------	------------------	----------	-----	-------	-----

(単位：トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行 う 産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への熱回収 処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別 管理 産業 廃棄物	废油																		
	废酸																		
	廃アルカリ																		
	感染性産業廃棄物	145.5	142.6									145.5	142.6						
	PCB																		
	PCB汚染物																		
	PCB処理物																		
	废石綿等																		
	有害産業廃棄物																		
計 (B)		145.5	142.6	0	0	0	0	0	0	0	0	145.5	142.6	0	0	0	0	0	0

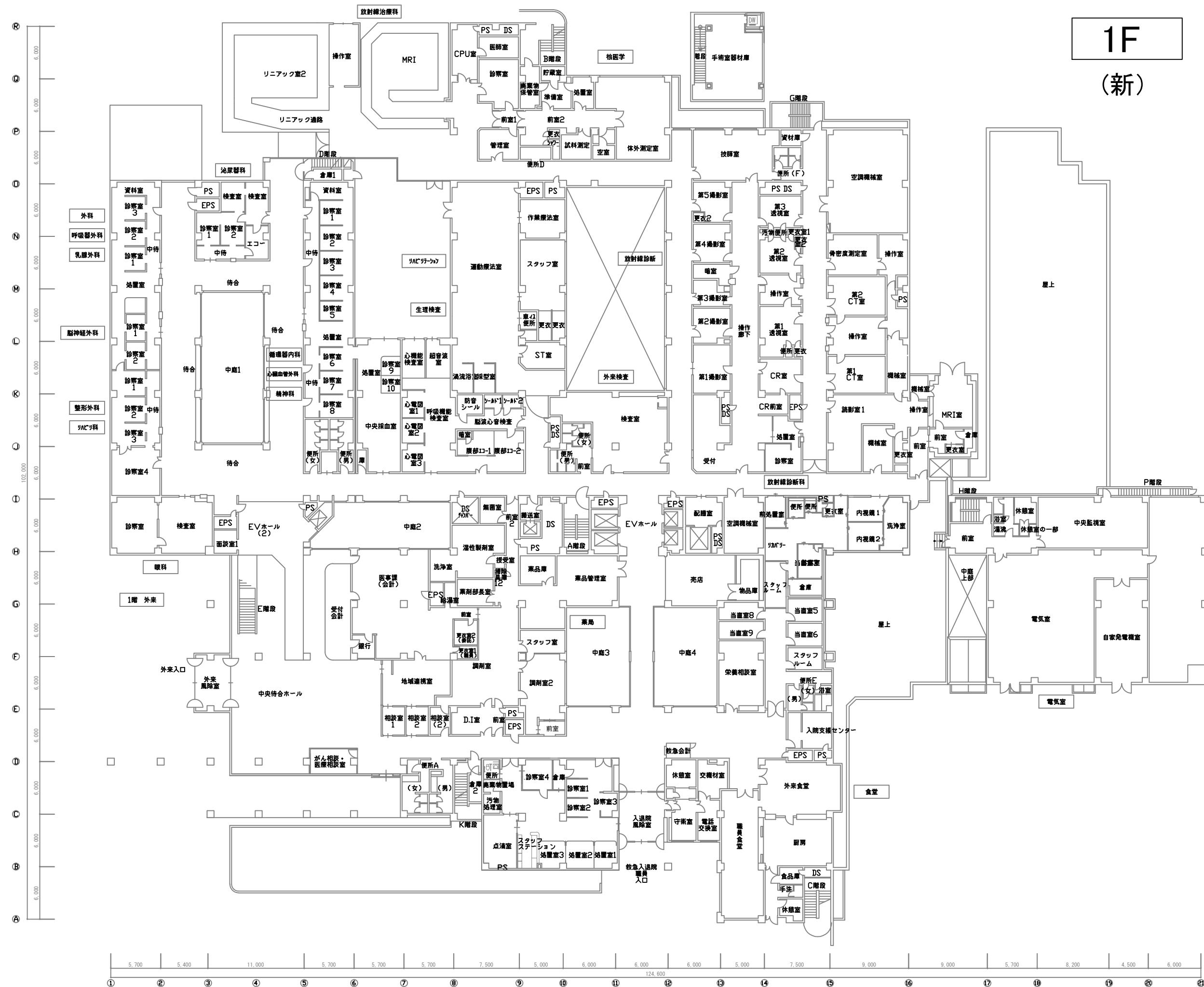


B1F
(新)



1F

(新)

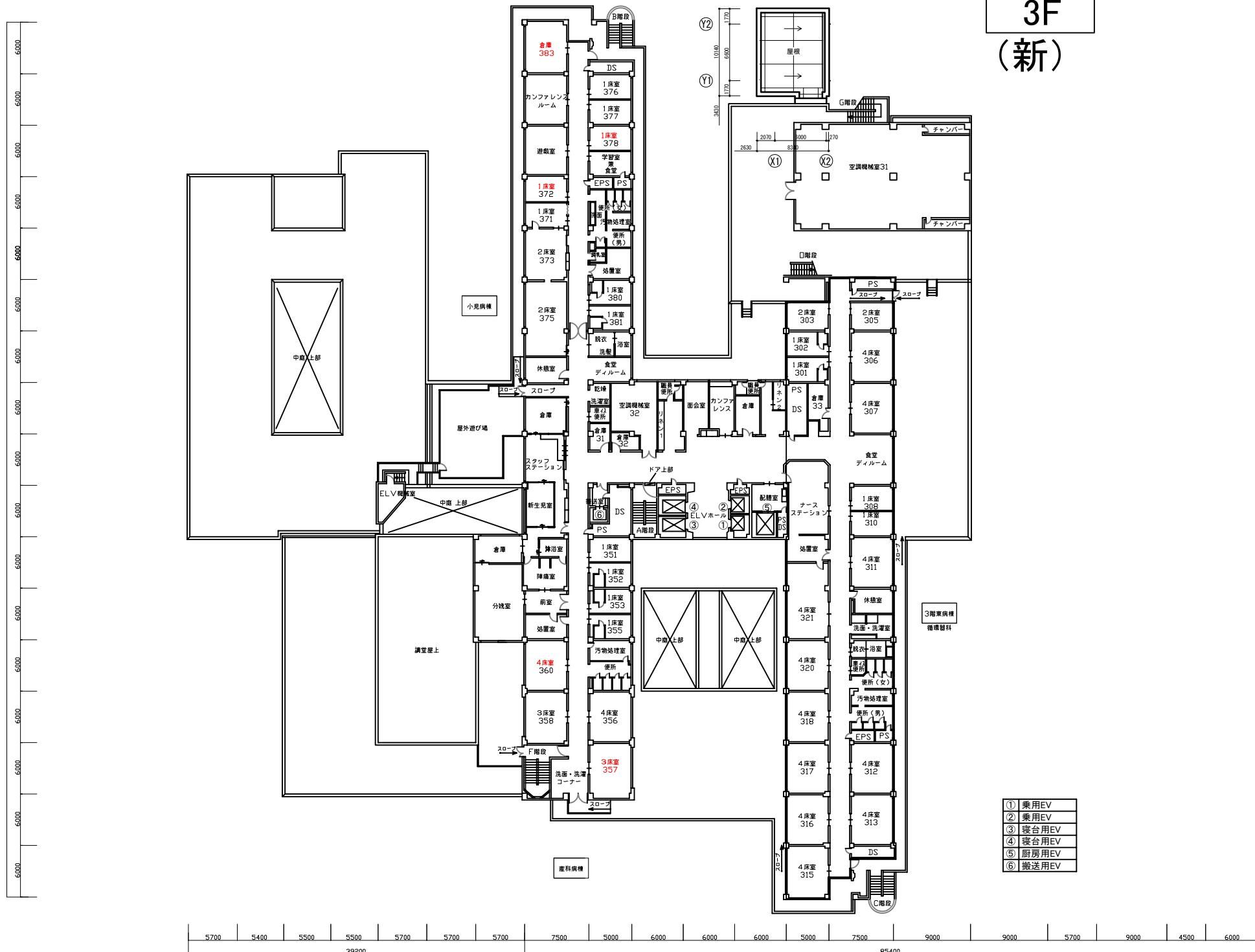


2F

(新)

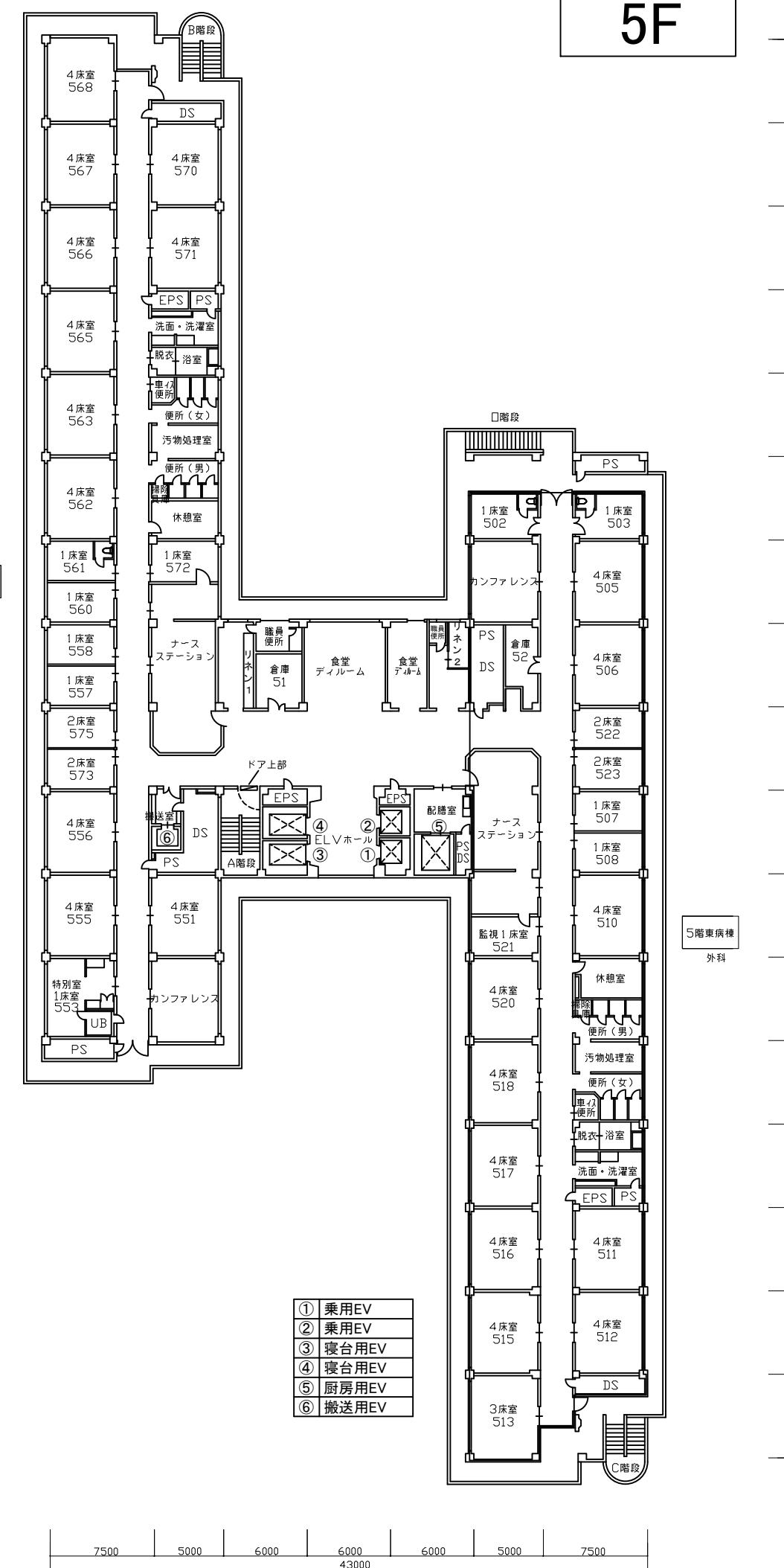
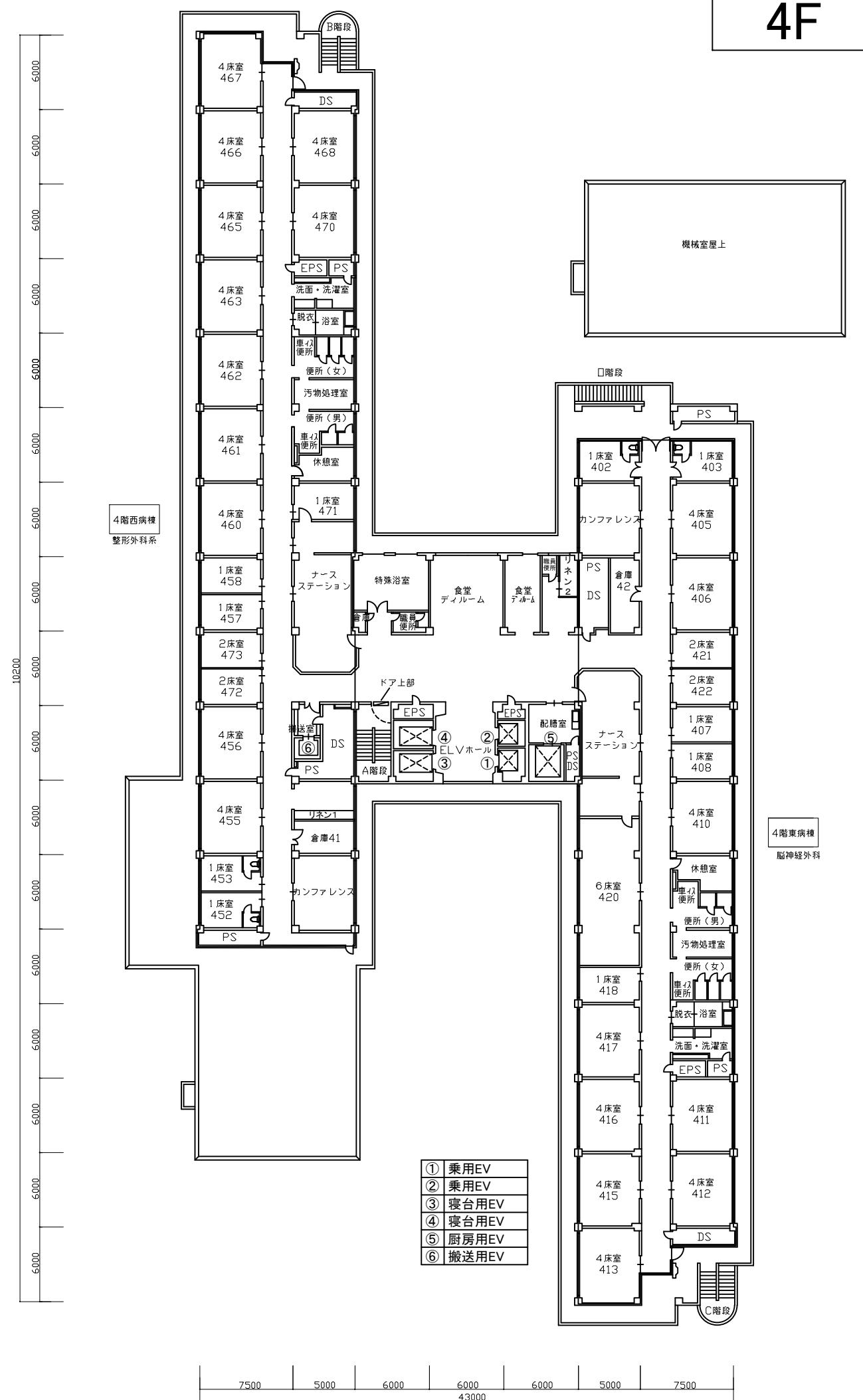


3F
(新)

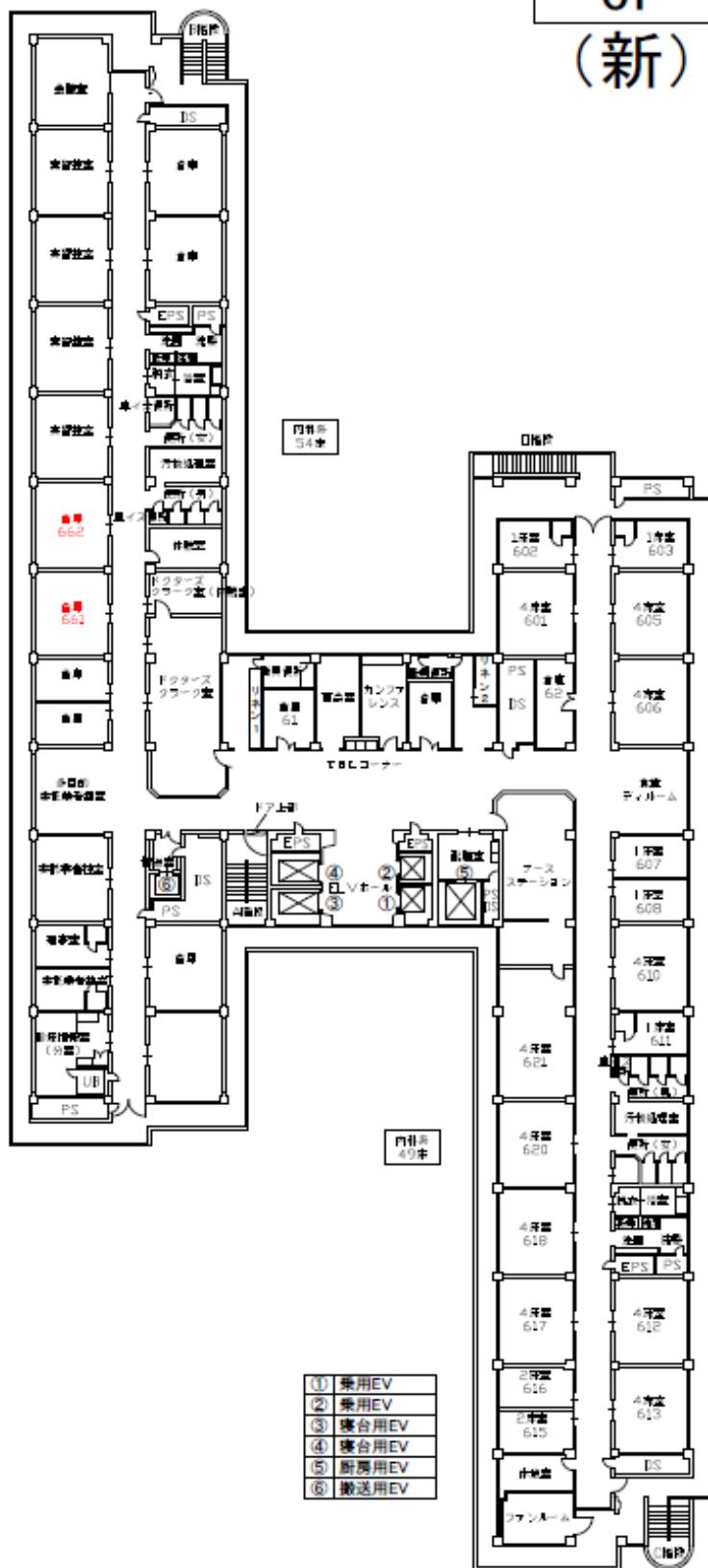


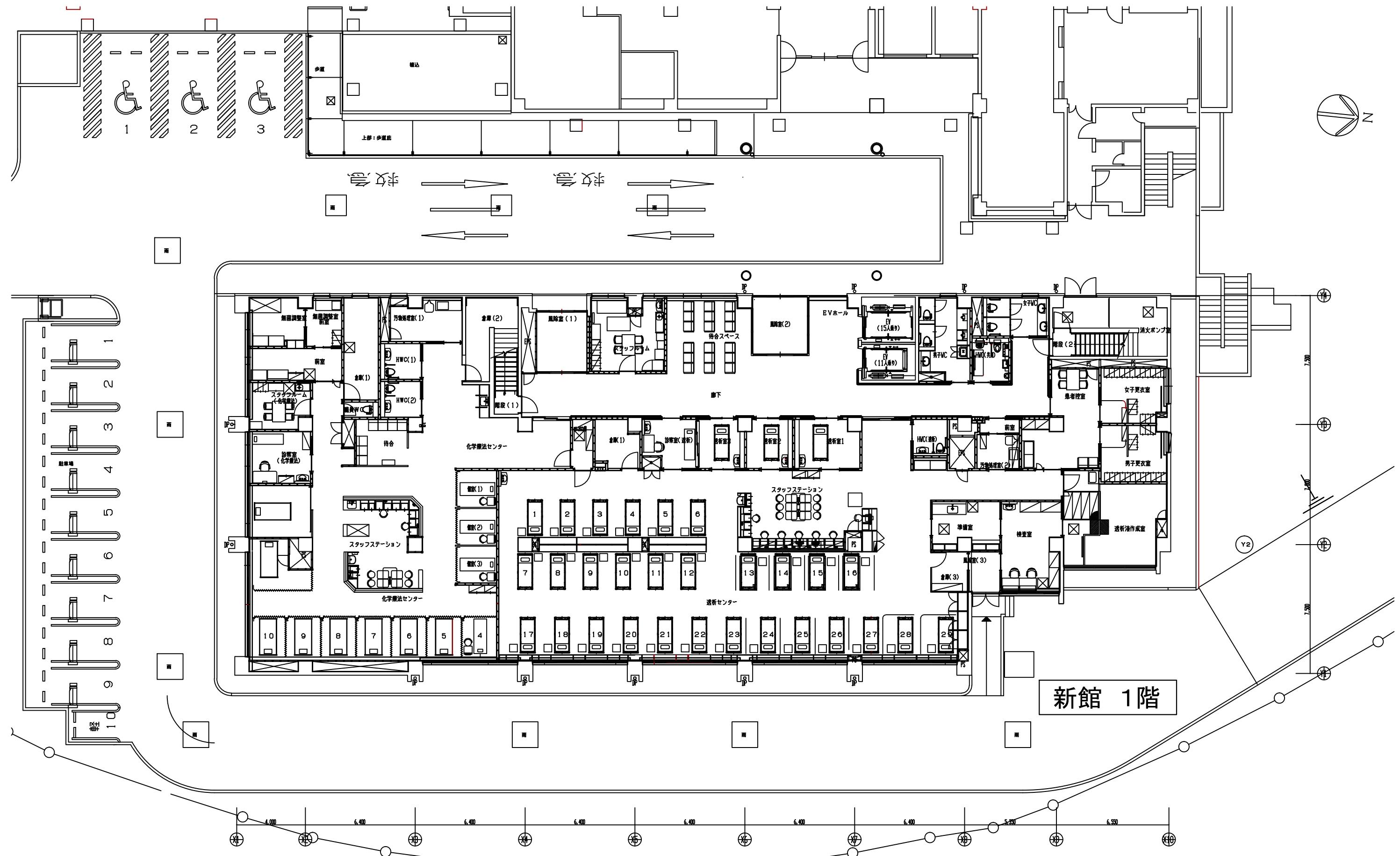
4F

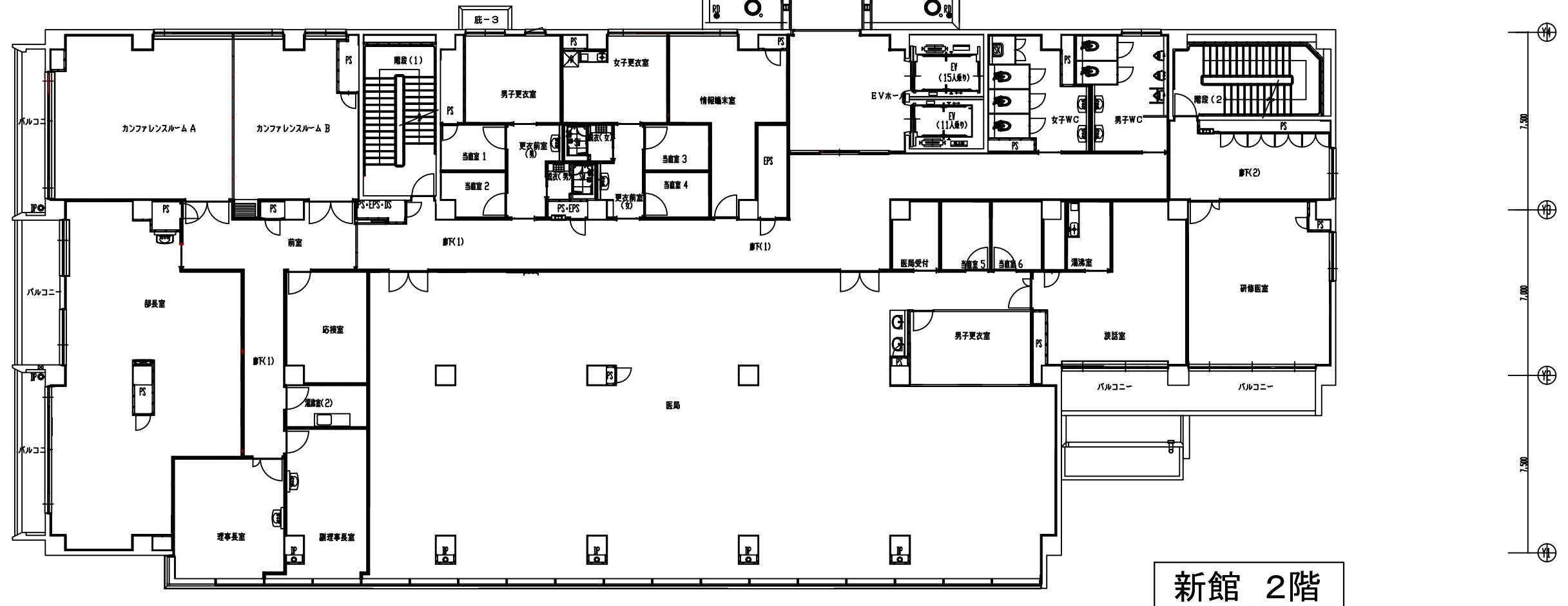
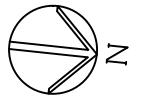
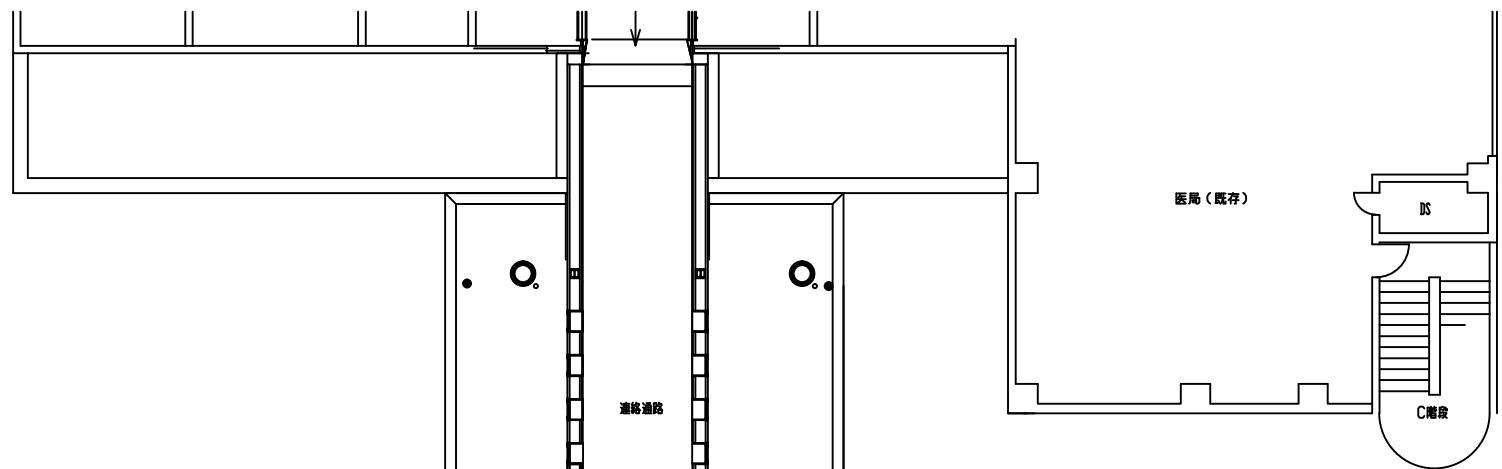
5F



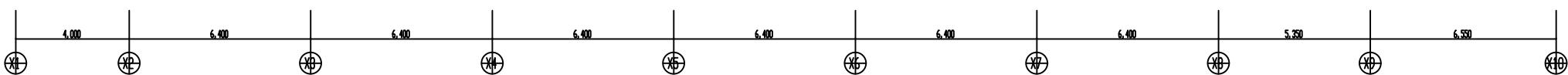
6F
(新)



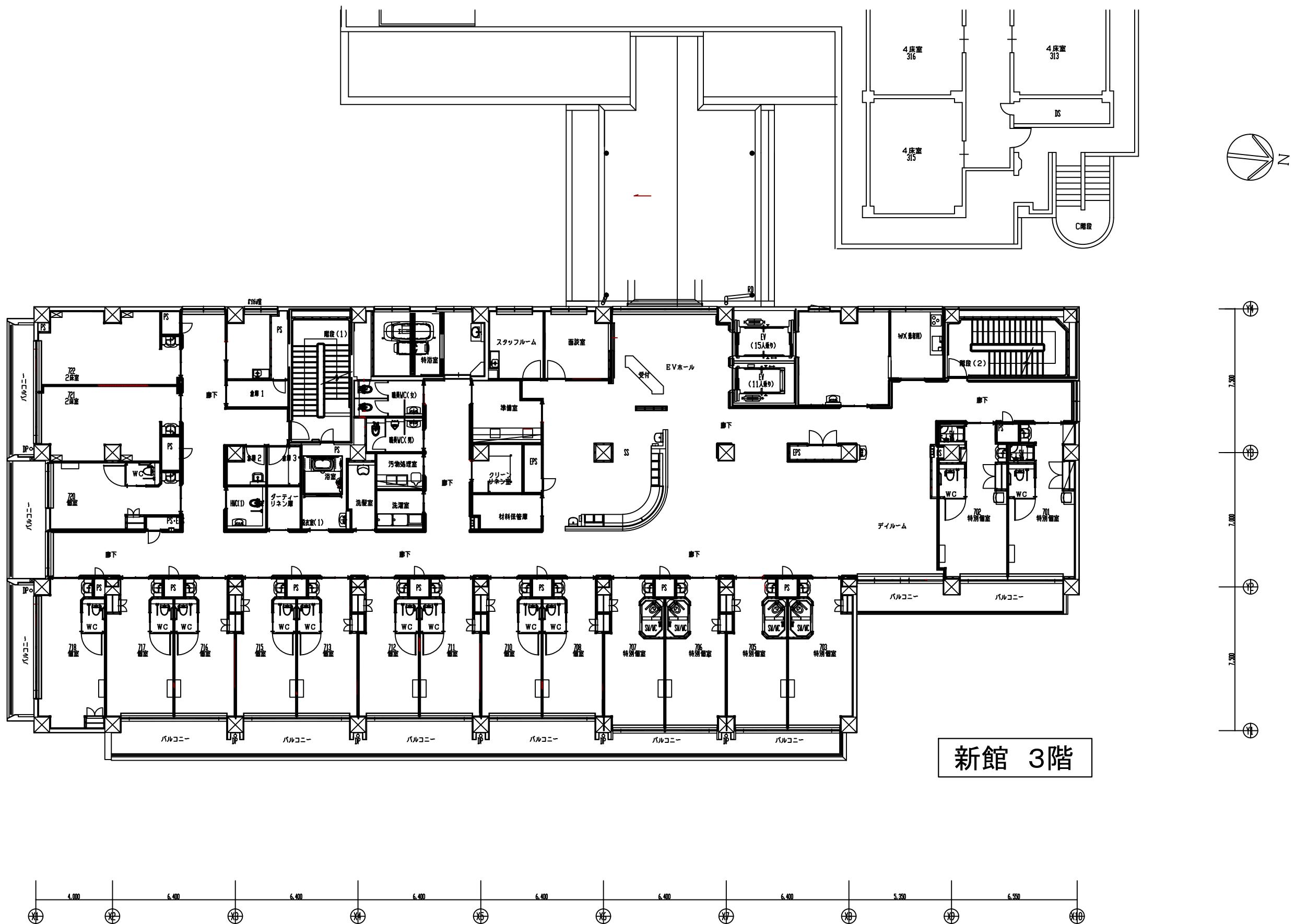




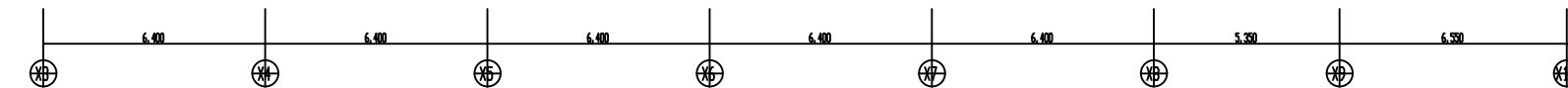
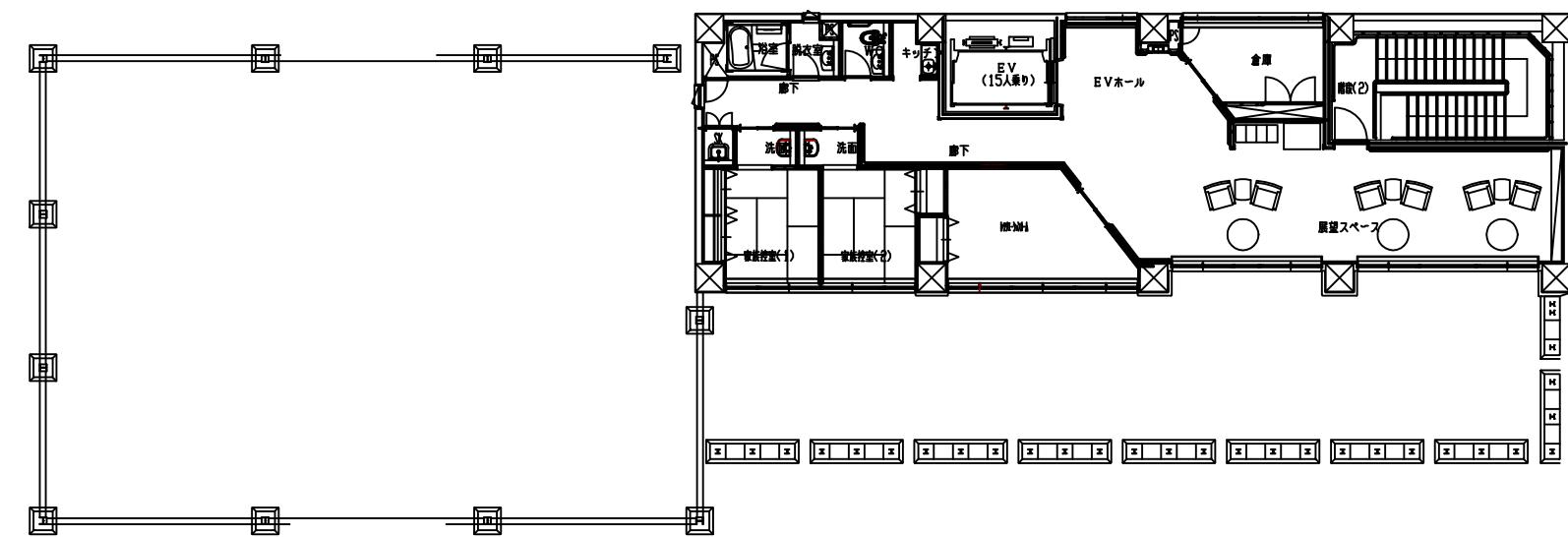
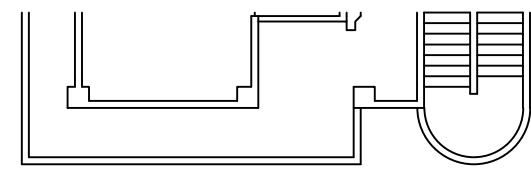
新館 2階



防火上主要な間仕切壁（防火区画・114条区画）



新館 4階
(新)



令和 7 年度下関市立市民病院医療廃棄物収集運搬業務及び処分業務委託仕様書

本業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び行政指導等を遵守し、下関市立市民病院より排出される医療廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬業務及び処分業務を行うための必要な事項を定める。

1 業務内容

（収集運搬業務）

下関市立市民病院から排出される医療廃棄物を処理場まで収集運搬する業務
（処分業務）

下関市立市民病院から排出される医療廃棄物の処分業務

2 廃棄物の種類、分別、荷姿等

	廃棄物の種類	分 別		荷姿及び容器
		感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物	
1	血液等	—	血液、血清、血漿、体液、血液製剤等	ダンボール箱
2	血液等が付着した銳利なもの	—	注射針、メス、ガラス屑等	耐貫通性のある容器
3	その他血液等が付着したもの	血液等が付着した紙屑、纖維屑（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等	ダンボール箱または丈夫なプラスチック袋（二重）
4	病理微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの	実験・検査等に使用した培地及び摘出した臓器等	実験・検査等に使用した試験管、シヤーレ等	3に同じ
5	汚染物が付着又はその恐れがあるので1～3に該当しないもの	汚染物が付着した紙屑、纖維屑等	汚染物が付着したプラスチック類等	3に同じ

3 排出見込量

12, 289 kg/月

容器別排出見込数（年間）

種 別	年間予定量
感染性廃棄物用容器（ミッペール 20L）	2,600 個
感染性廃棄物用容器（ミッペール 45L）	1,700 個
感染性廃棄物用容器（メディカルペール 50L）	2,200 個
感染性廃棄物用容器（ダンボール箱 50L）	21,000 箱
感染性廃棄物用容器（ダンボール箱 80L）	2,500 箱

ただし、排出見込量及び容器別排出見込数は過去実績に基づく見込量であり、実際の排出量を約束するものではない。

4 収集場所

下関市立市民病院ごみ処理室とする。

5 処分方法

溶融または焼却等、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）」で定める方法にて適正に処分すること。

6 収集方法

原則として月曜日から土曜日に廃棄物を収集する。収集しなくてよい日がある場合は、病院が指定する。

7 収集運搬の取り扱いについて

（1） 感染性廃棄物の収集運搬は、次のように行うこと。

①感染性廃棄物が飛散・流出しないようにすること。

②当該収集運搬に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障を生じないように必要な措置を講ずること。

③収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

④収集運搬の際には、感染性廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を作成し携帯する、又は運搬容器に当該事項が表示されていること。

⑤感染性廃棄物の収集運搬を行う場合には、必ず容器に入れて収集運搬すること。容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有するものであること。

⑥感染性廃棄物の運搬に当たっては、他の廃棄物と混載しないこと。

(2) 感染性廃棄物を積み替える場合は、次のように行うこと。

①感染性廃棄物を積み替える場合には、冷蔵する、容器に入れ密閉する等腐敗防止のために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること、搬入された感染性廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと、及び搬入された感染性廃棄物が腐敗しないうちに搬出することが必要である。

②積替えの場所は、次のようによること。

- ア 感染性廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発散しないように必要な措置を講ずること。
- イ ネズミが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ウ 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に感染性廃棄物の積替えの場所であること並びに管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示すること。
- エ 感染性廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

8 収納容器の提供について

- (1) 廃棄物の収納容器及び院内各所に収納容器を設置する際の専用スタンドは、収集・運搬業者または処分業者の負担で病院の希望する数量を提供すること。

収納容器用スタンド設置数（参考）

種 別	台数
感染性廃棄物容器用スタンド 20L	65 台程度
感染性廃棄物容器用スタンド 45L	18 台程度
感染性廃棄物容器用スタンド 50L	17 台程度
感染性廃棄物容器用ダンボール箱スタンド 50L	80 台程度

- (2) 収納容器の容量は「3 排出見込量」に表記しているとおりとするが、病院の業務に支障のない範囲で変更することを妨げない。

- (3) 廃棄物の収納容器（未使用に限る）は病院に支障がない範囲で、病院指定の専用置場に保管することができる。

9 その他

- (1) 業務履行にあたっては、環境省が定める「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」、その他関連法令並びに各自治体が定める条件等を遵守し実施すること。
- (2) 事業範囲等の確認書類として特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（取扱廃棄物に「感染性産業廃棄物」を含む）または特別管理産業廃棄物処分

業許可証（取扱廃棄物に「感染性産業廃棄物」を含む）の写しを提出すること。

- (3) 履行期間途中で受託者の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証または特別管理産業廃棄物処分業許可証の期限が切れる場合は、速やかに許可の更新を行い、新たな許可証の写しを提出すること。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 30日

下関市長 殿

提出者

住 所 下関市向洋町一丁目13番1号
氏 名 地方独立行政法人下関市立市民病院
理事長 田中 雅夫

電話番号 083-231-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	下関市立市民病院
事業場の所在地	下関市向洋町一丁目13番1号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	141.9 t	全処理委託量	141.9 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行ふ特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 t	前年度 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（令和6年度実績）

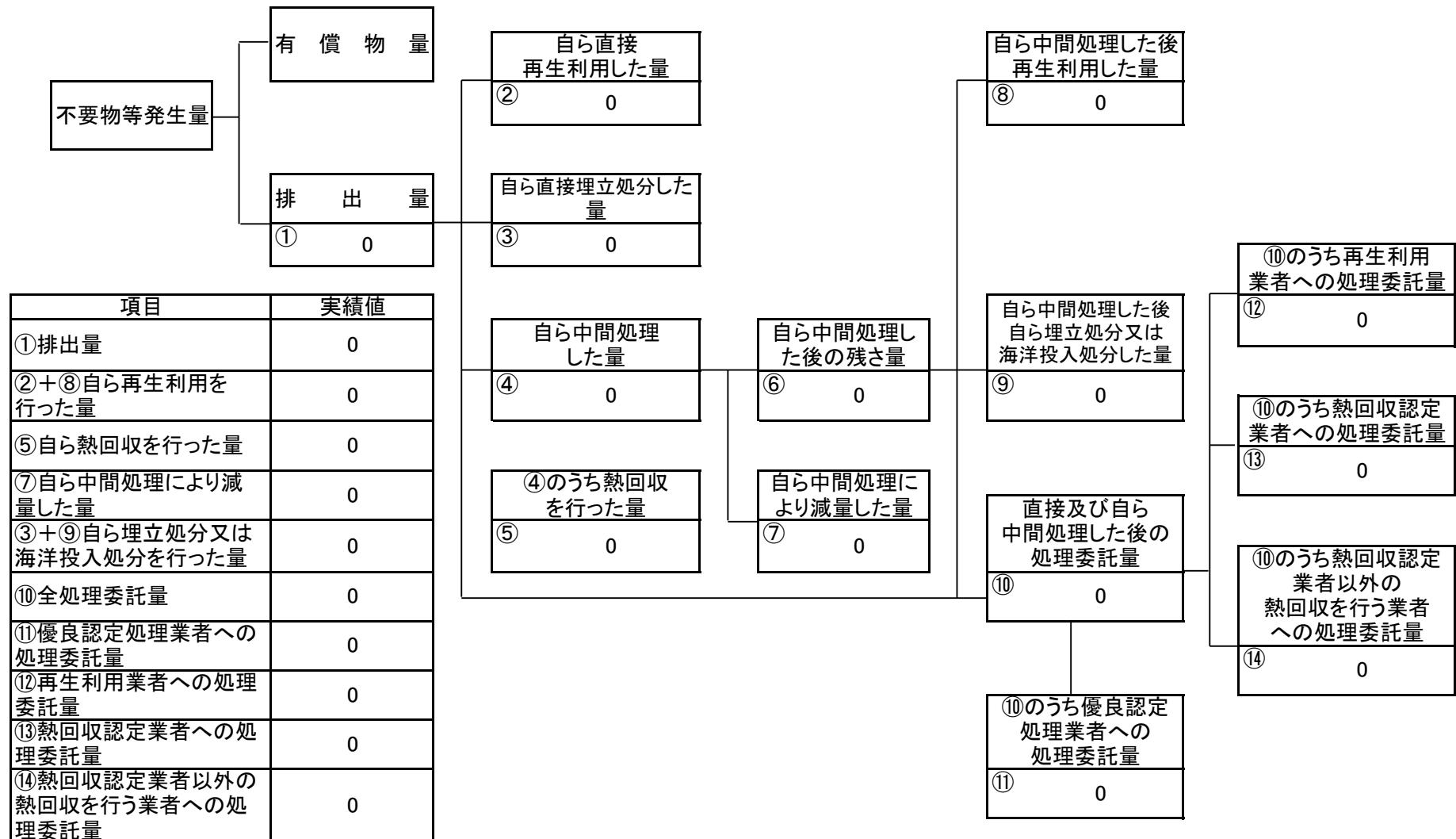
多量排出事業者 名 称	下関市立市民病院	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	医療業
-------------	----------	----------	-----	-------	-----

区分 持 分 管 理 基 本 資 本 物	持 分 類 別	計画的・適時な資本調達の実施方針											
		①持出量	②自ら直接再生利用した量	③自ら直接再生利用又は海外投資による割合	④自ら中間取扱いを行った量	⑤自らうち無形財産を自ら中間取扱い後に残さない量	⑥自ら中間取扱いにより減算した量	⑦自ら中間取扱いした量、再生利用した量	⑧自ら中間取扱いした量、自ら直接再生利用又は海外投資による割合	⑨自ら直接及び他の会社に中間取扱いを行った量	⑩他の会社に中間取扱いを行った量、自ら直接再生利用又は海外投資による割合	⑪他の会社に中間取扱いを行った量、自ら直接再生利用又は海外投資による割合	⑫他の会社に中間取扱いを行った量、自ら直接再生利用又は海外投資による割合
特 別 利 用 基 本 資 本 物	資油							0	0	0	0	0	0
	資脂							0	0	0	0	0	0
	液アルカリ							0	0	0	0	0	0
持 分 資 本 物	持掛性非累積資本物	145.5						145.5	145.5	145.5	0	0	145.5
	PCB							0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物							0	0	0	0	0	0
	PCB貯留物							0	0	0	0	0	0
	液石綿等							0	0	0	0	0	0
	有寄合非累積資本物							0	0	0	0	0	0
	計(B)	145.5	0	0	0	0	0	145.5	145.5	145.5	0	0	145.5

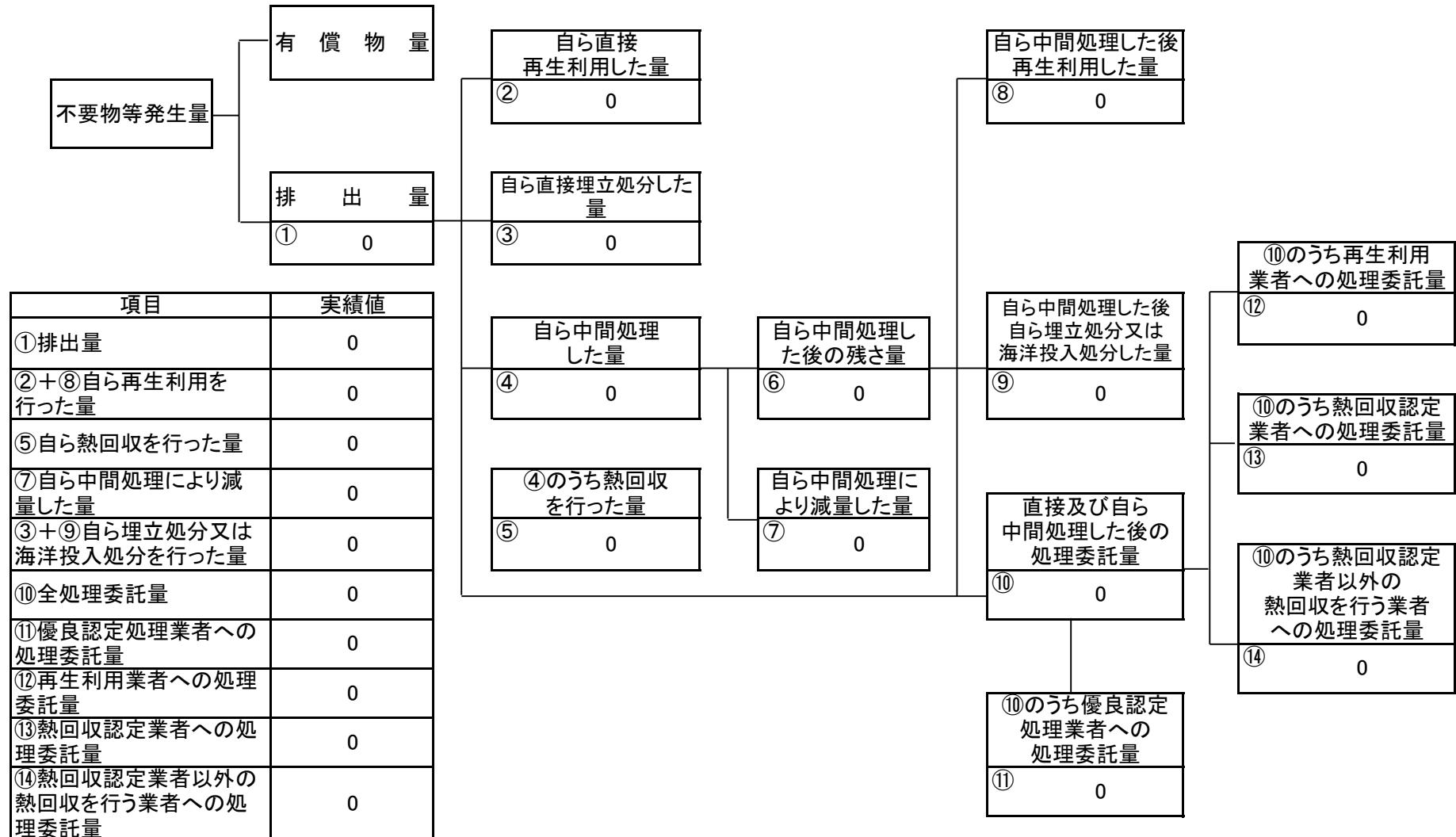
1体出番	2~8回自ら再生利用を行った量	9回から回収率により減量、部分又は海绵化した量	9~10回に跨る部分又は海绵化した量	当該期間委託量	引取良品率を基に算出委託への販路委託量	引取再回収率を基に算出委託への販路委託量	引取回収率を基に算出委託への販路委託量	引取回収率を基に算出委託への販路委託量
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
145.5	0	0	0	145.5	145.5	145.5	145.5	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
145.5	0	0	0	145.5	145.5	145.5	145.5	0

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃油)

)

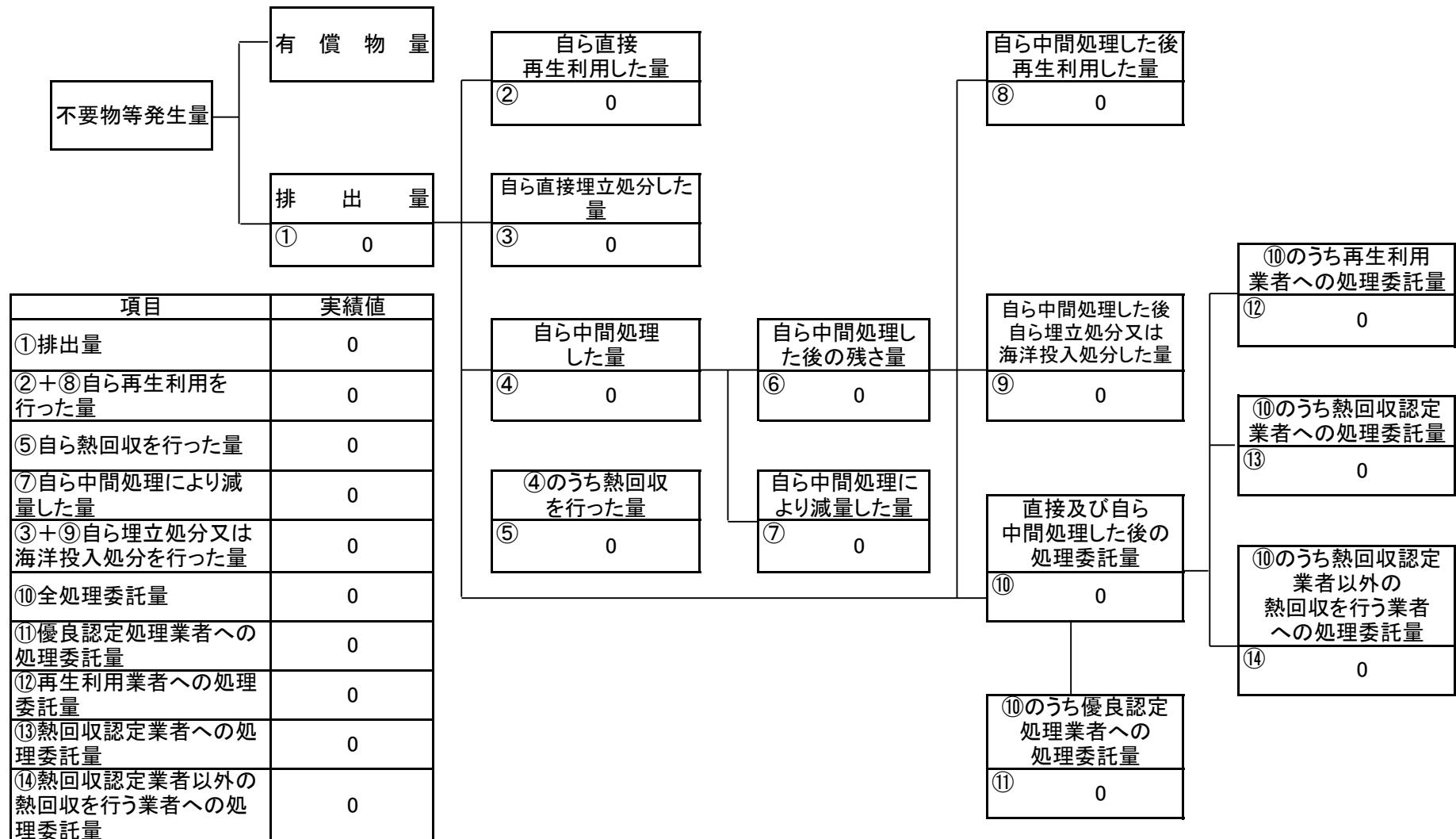


計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)



計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

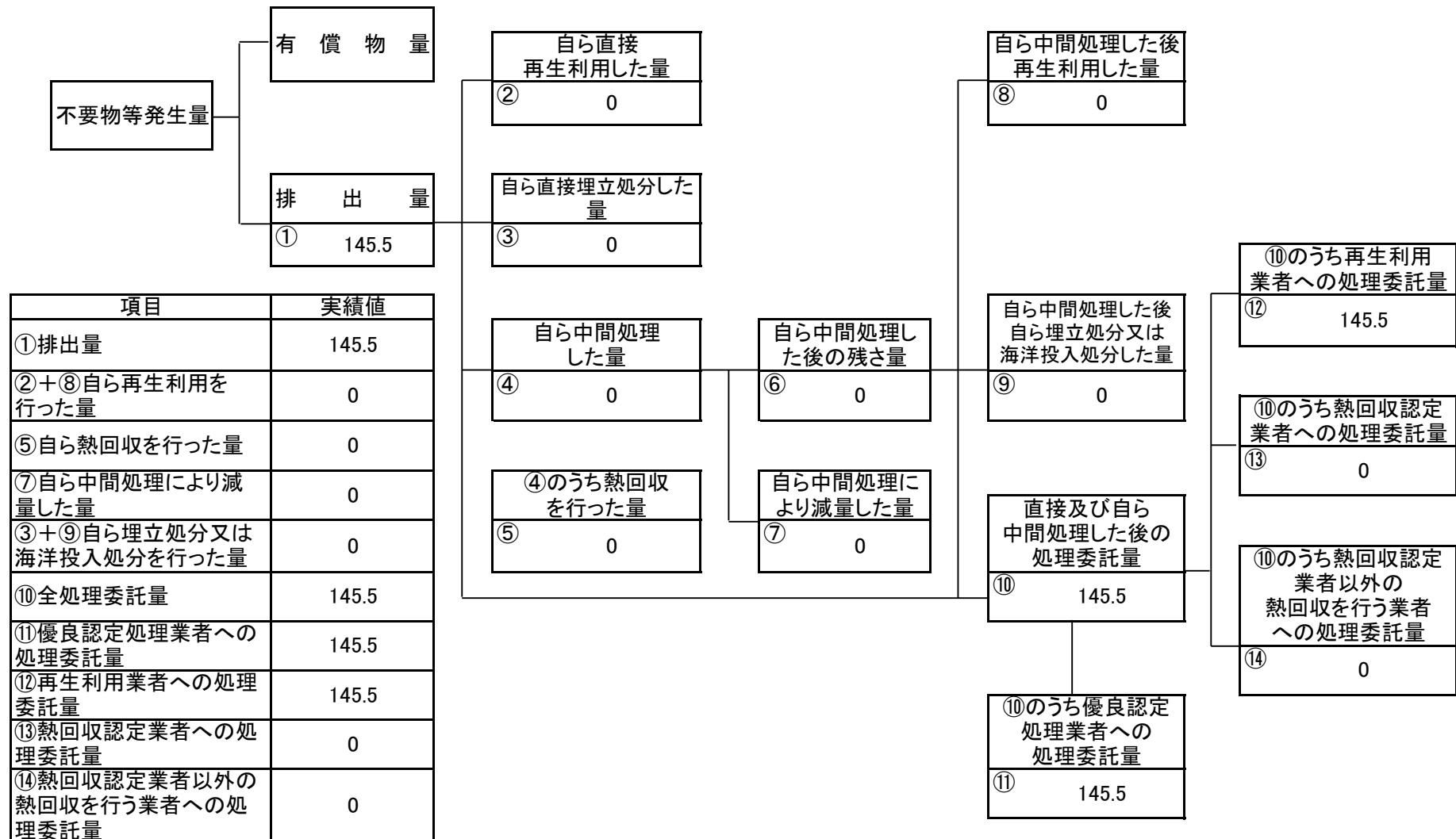
)



(第2面)

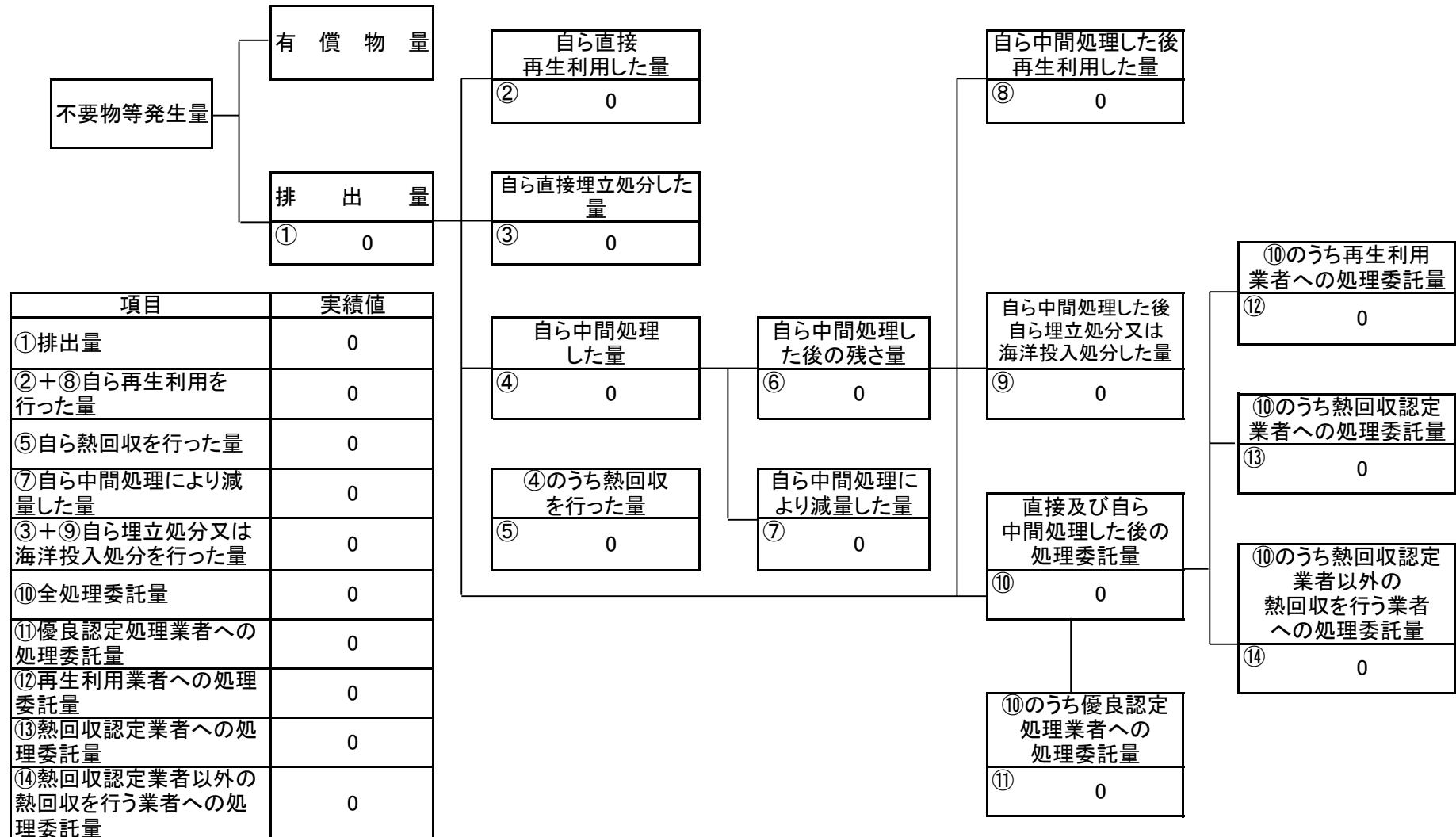
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 感染性産業廃棄物)

)



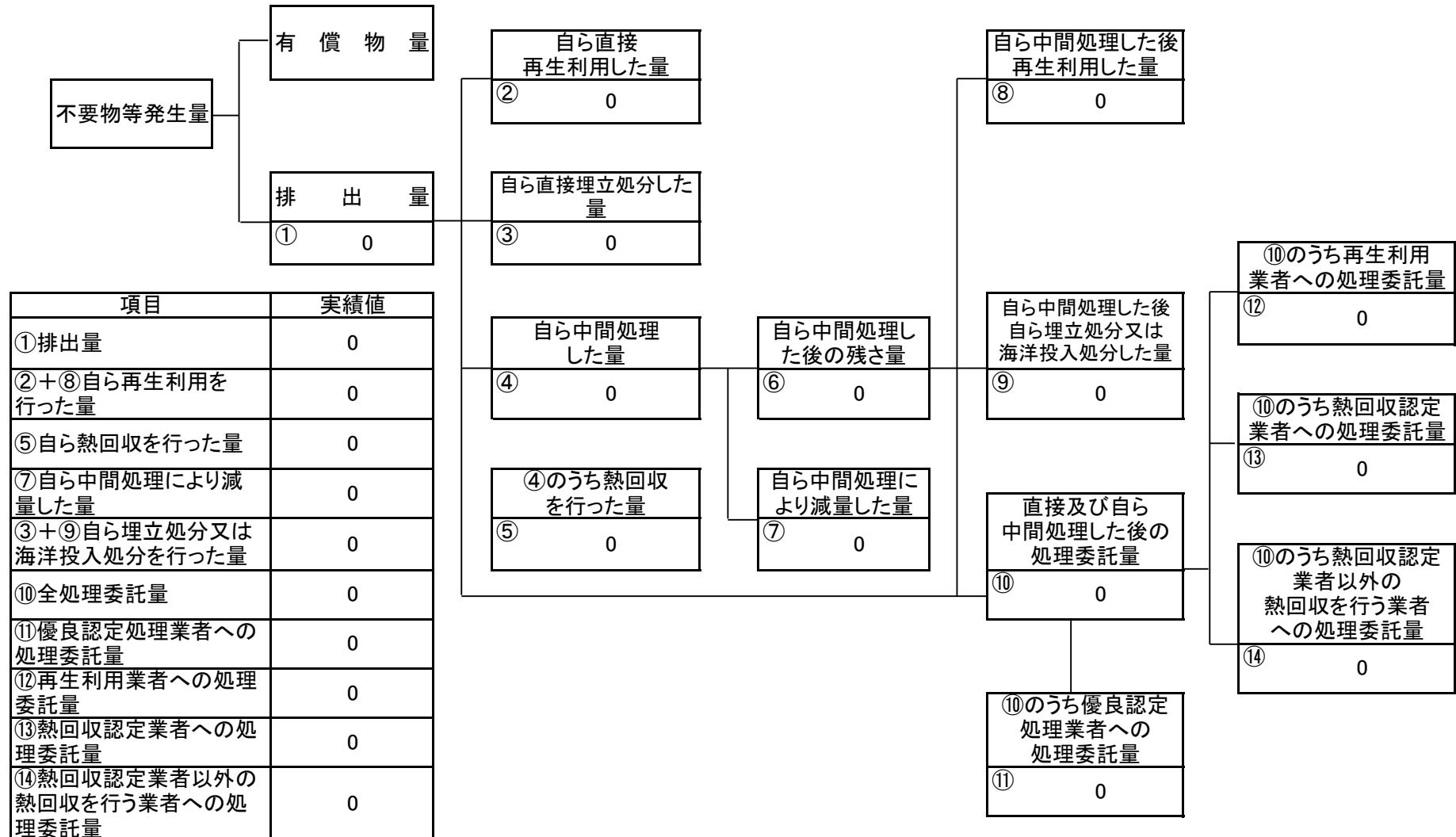
(第2面)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB)



(第2面)

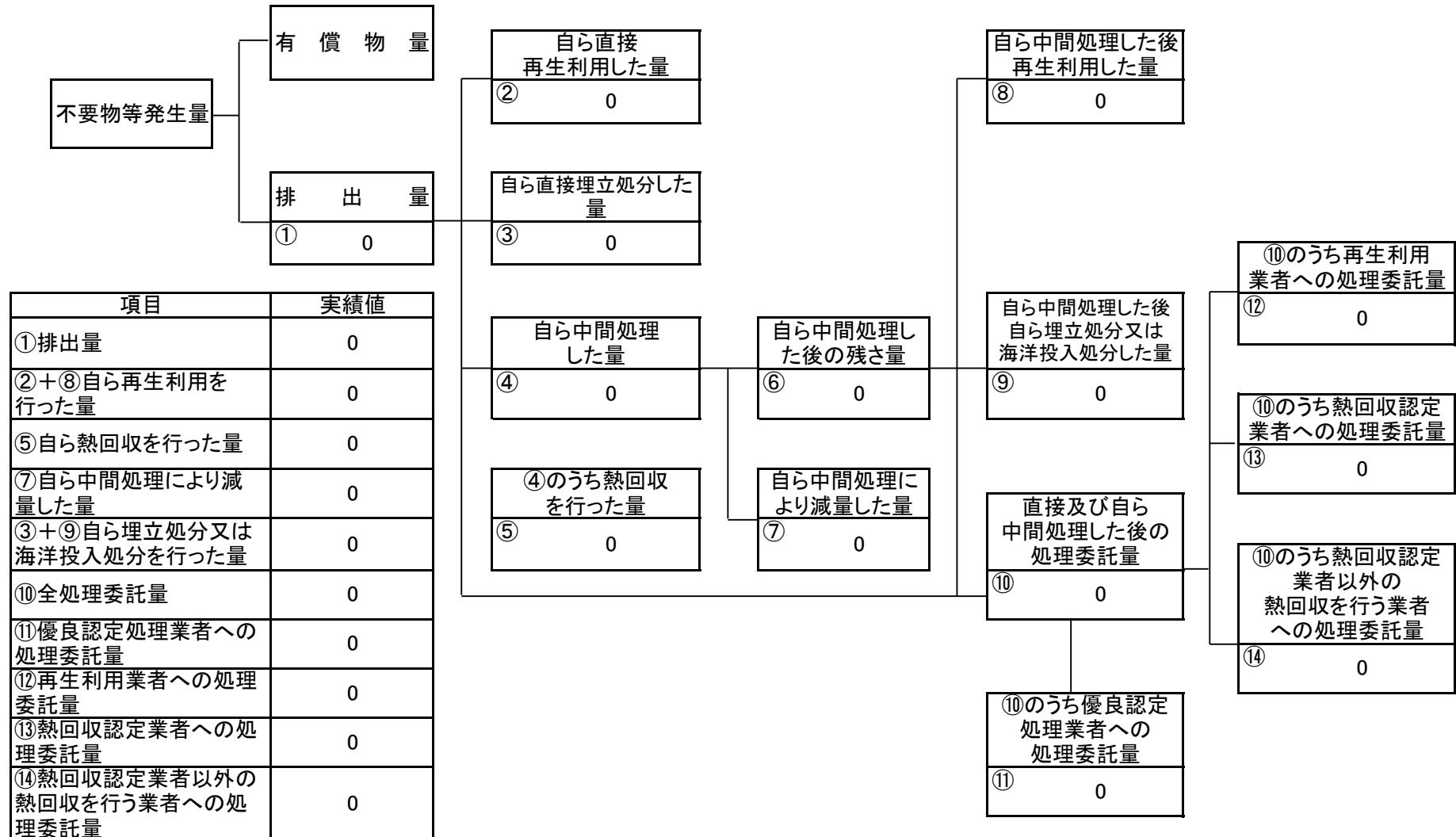
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB汚染物)



(第2面)

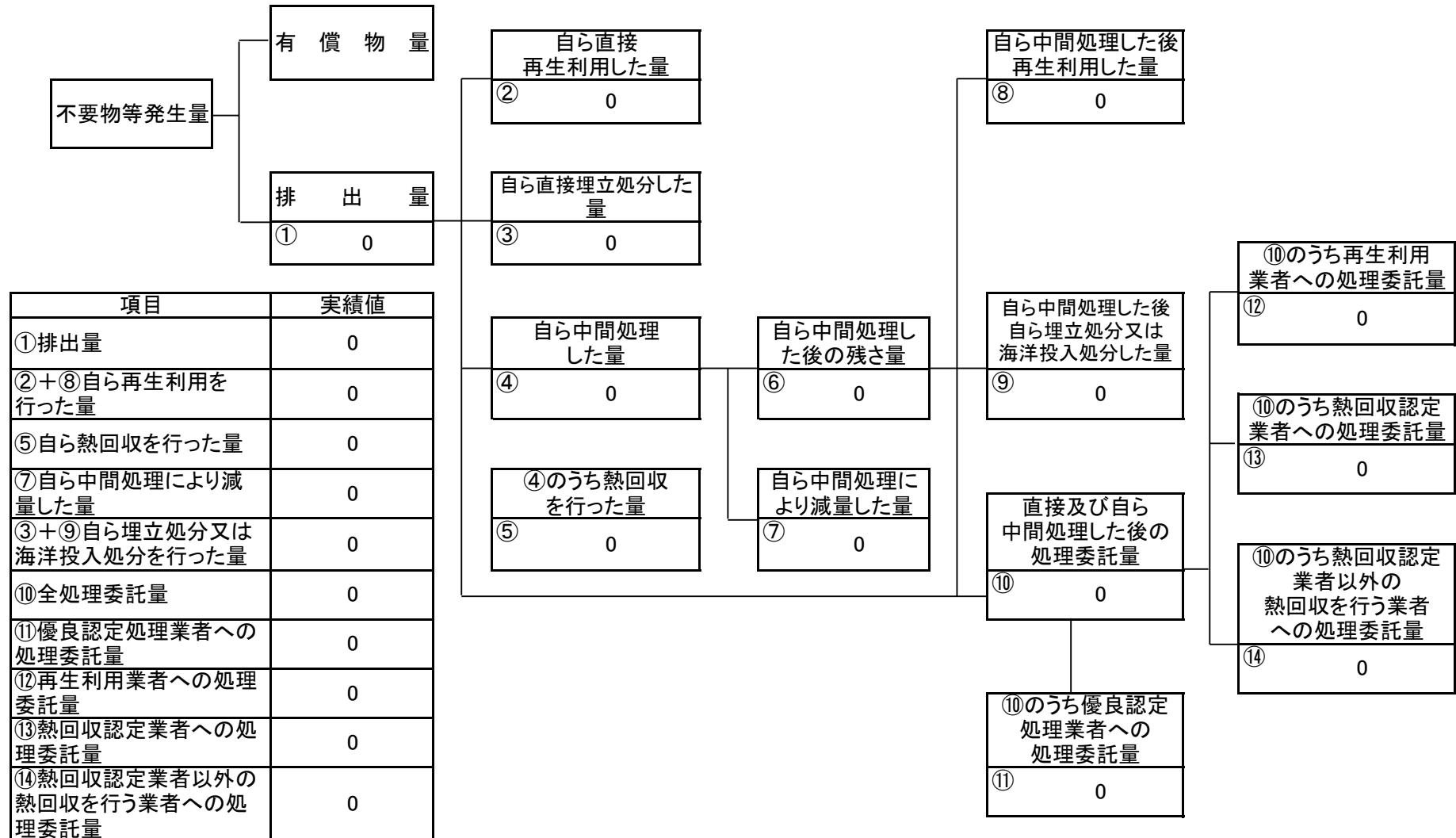
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB処理物)

)



計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃石綿等)

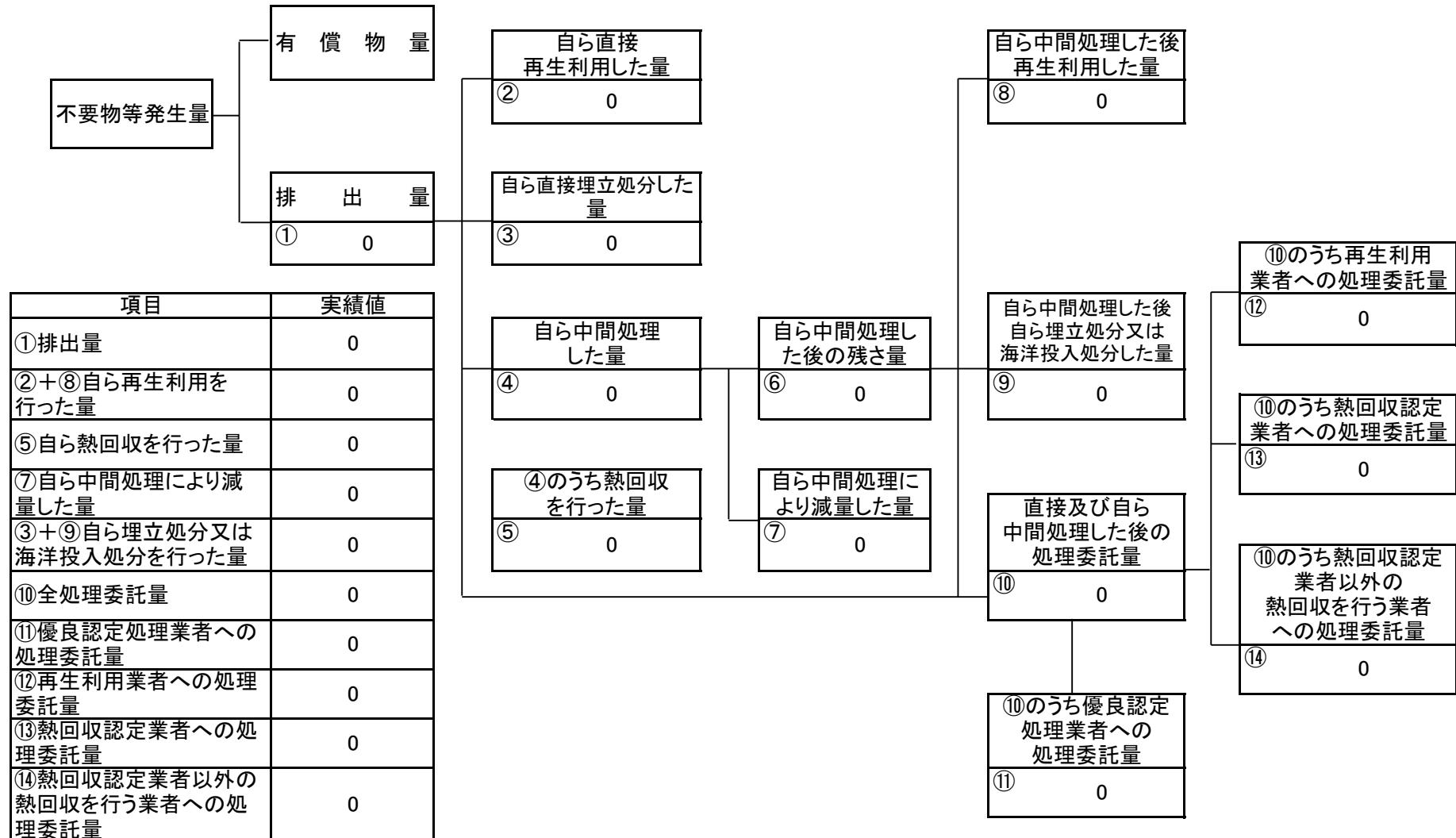
)



(第2面)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 有害産業廃棄物)

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。